

高山市告示第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和8年度一般廃棄物処理実施計画を改定したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明